

陳 情 文 書 表

受付番号	第58号
受付年月日	令和2年9月4日
件名	平成28年4月10日連合自治会の総会無効により、平成28年9月1日武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は「無効」です。よって、新しい「法律行為」を求める陳情を致します。
陳情者	三田市 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 宝代地 一雄
要旨	<p>&lt; 陳情の要旨 &gt;</p> <p>陳情第55号の音声記録をいただきました。内容を分析しましたが、「平成28年9月1日締結の武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は有効な文書と考えています」という答弁です。しかるに、「考えています」だけです。これまで4回もの陳情を通じて訴えてきた、『平成28年4月10日総会が別途訴訟にて無効になったため、平成28年9月1日契約当事者は「不存在」になり、適格な当事者ではなくなってしまったので、武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は、「無効な文書」になってしまいました。「無効な行為を有効にするには、追認が必要」ですが、追認しても遡及効はないので、新しい法律行為が求められる』という訴えの回答がありません。令和2年6月10日の陳情第55号に関する常任委員会における担当課の答弁を受けると『無償譲渡契約において、平成28年9月1日、連合自治会代表〇〇〇〇は適格な当事者である。その根拠は、・・・である。』と第三者対抗要件を示すことができるはずですが。常任委員会にて、法、証拠、論を示させて下さい。</p> <p>しかるに、「法、証拠、論」の提示ができない場合は、事後の措置により適格な当事者にて新しい契約を為す必要があります。二元代表制により、是正措置を求めます。</p> <p>《 陳情事項その① 》</p> <p>陳情第51号において、常任委員会の審議が「平成29年4月9日、連合自治会は追認しているのでこの問題は終結しているとするのは、議案62号の別紙2に記載されている追認の法解釈が間違っています」と訴えました。常任委員会のこの「終結論」は、正しいのですか、誤っているのですか。どうなったのか、常任委員会として回答下さい。</p> <p>《 陳情事項その② 》</p> <p>担当課の「有効な文書と考えています」という説明により、担当課の措置は「法的に正しい」と常任委員会として判断されるなら、平成28年9月1日無償譲渡契約の当事者が適格な当事者であることを第三者対抗できるものの提示を求めます。有効な文書と考えているのであれば、「担当課」は提示できるはずですが。「担当課」に提示させて下さい。</p> <p>《 陳情事項その③ 》</p> <p>『平成29年10月5日別途訴訟の和解により、平成28年4月10日連合自治会総会が無効になり、平成28年9月1日無償譲渡契約の連合自治会の当事者が不存在になり、この無償譲渡契約は、無効となり、適格な当事者にて「新しい法律行為」が求められます。無効な行為なので</p>

「追認による遡及効」はありません。確定日付のある証書が必要』と訴えています。三田市長に作成を要請して下さい。平成29年度議案62号の平成29年4月9日連合自治会総会有効の承認なしでは、三田市長も適格な当事者ではなくなってしまったので、「新しい法律行為」は法的には、和解が成立した平成29年10月5日以降になります。

付託委員会

生活地域常任委員会